

津幡町選挙管理委員会告示第25号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により各投票区の投票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者を、それぞれ次のとおり選任した。

令和7年7月3日

津幡町選挙管理委員会

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1 投票区	津幡町	藏本 徹也	津幡町	庄田 大輔
第 2 投票区	金沢市	西島 光紀	津幡町	平木 佑果
第 3 投票区	津幡町	杉田 純也	津幡町	掃部 富雄
第 4 投票区	津幡町	西島 武夫	津幡町	西田 憲治
第 5 投票区	津幡町	松岡知絵子	津幡町	高倉 功吉
第 6 投票区	津幡町	山本慎太郎	津幡町	山崎 進
第 7 投票区	津幡町	木谷 昌子	津幡町	稲場由利子
第 8 投票区	津幡町	管田 邦雄	津幡町	竹田 憲隆
第 9 投票区	津幡町	河島 敬	津幡町	東 幾子
第 10 投票区	津幡町	安多 剛	津幡町	佃田 直史
第 11 投票区	津幡町	山本 丈博	津幡町	戸谷 邦隆
第 12 投票区	津幡町	洞庭 健陽	津幡町	中川 崇晃
第 13 投票区	津幡町	金尾 誠	津幡町	長田 政彦